（統計作成支援課の所掌事務）

第二百四条　統計作成支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

（統計技術向上支援課の所掌事務）

第二百四条　統計技術向上支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の三第一項の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。

○総務省令第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
［略］	［略］	［略］	［略］
マイナンバーカード交付事業費補助金 マイナンバーカード交付事務費補助金 ［略］	［略］	［略］	［略］
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			

改　正　前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
個人番号カード交付事業費補助金 個人番号カード交付事務費補助金 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			